

災害体制発令基準

(1) 地震災害

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
局	① 管内で震度4の地震が発生した場合 ② 災害対策本部長が必要と判断した場合	① 管内で震度5弱もしくは5強の地震が発生した場合 ② 災害対策本部長が必要と判断した場合	① 管内で震度6弱以上の地震（但し大阪市内にあっては震度5強以上の地震）が発生した場合 ② 災害対策本部長が必要と判断した場合
港 湾 空 港 部	① 管内で震度4の地震が発生した場合 ② 港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合 ③ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合	① 管内で震度5弱もしくは5強の地震が発生した場合 ② 港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合 ③ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合	① 管内で震度6弱以上の地震（但し大阪市内にあっては震度5強以上の地震）が発生した場合 ② 港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合 ③ 近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合 ④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合
港 湾 関 係 事 務 所	① 事務所管内で震度4の地震が発生した場合 ② 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ③ 対策部長が必要と判断した場合	① 事務所管内で震度5弱もしくは5強の地震が発生した場合 ② 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ③ 対策部長が必要と判断した場合	① 事務所管内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ② 地震により港湾施設等に甚大な被害が発生し、今後とも被害の拡大が懸念される場合 ③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④ 対策部長が必要と判断した場合

(2) 津波災害

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
局	<p>① 気象庁が管内の地域で津波注意報を発表した場合</p> <p>③ 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 気象庁が管内の地域で津波警報（津波）を発表した場合</p> <p>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 気象庁が管内の地域で津波警報（大津波）を発表した場合</p> <p>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>
港湾空港部	<p>① 気象庁が管内の地域で津波注意報を発表した場合</p> <p>② 港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 気象庁が管内の地域で津波警報（津波）を発表した場合</p> <p>② 港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 気象庁が管内の地域で津波警報（大津波）を発表した場合</p> <p>② 港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合</p> <p>③ 近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>
港湾関係事務所	<p>① 気象庁が事務所管内の地域で津波注意報を発表した場合</p> <p>② 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>③ 対策部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 気象庁が事務所管内の地域で津波警報（津波）を発表した場合</p> <p>② 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>③ 対策部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 気象庁が事務所管内の地域で津波警報（大津波）を発表した場合</p> <p>② 津波等により港湾施設等に甚大な被害が発生し、今後も被害の拡大が懸念される場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 対策部長が必要と判断した場合</p>

(3) 風水害

	注意体制	警戒体制	非常体制
局	<p>① 一つ以上の部が注意体制以上を発令した状況下において以下に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も強い降雨もしくは風の継続が予想され、これにより洪水氾濫、高潮、波浪、土砂災害等に伴う重大な被害の発生が想定される場合 <p>② 管内の地方公共団体等が管理する施設等において、洪水氾濫、高潮、波浪、土砂災害等が発生し、人的被害を伴うような重大な被害が生じた場合で、今後も被害の拡大が想定され、技術的支援が必要となる場合</p> <p>③ 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 一つ以上の部が警戒体制以上（河川部においては第2警戒体制以上）を発令した状況下において以下に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の水位が氾濫危険水位（危険水位）を越え、広範囲にわたり甚大な被害の発生が懸念される場合 ・暴風雨、高潮、波浪等により、港湾施設等に重大な被害が発生した場合 ・管内の国管理の複数の道路において風雨による重大な被害が発生し、広範囲で通行規制が生じた場合 ・管内の複数の箇所で土石流、斜面崩壊、地すべり等の土砂災害が発生した場合 <p>② 管内の地方公共団体等が管理する施設等において、洪水氾濫、高潮、波浪、土砂災害等により、施設に重大な被害が生じ、これにより甚大な人的被害が発生する等、長期間もしくは広範囲にわたって影響が生じる又は生じることが懸念される場合</p> <p>③ 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 直轄、補助を含め破堤、越水等により、広範囲にわたって甚大な被害が発生し、今後もこれが拡大することが懸念される場合</p> <p>② 大規模な土砂災害が発生し、今後も被害の拡大が懸念される場合</p> <p>③ 管内国管理の複数の道路において土砂災害、暴風雨、波浪等により道路施設に甚大な被害が発生し、今後も被害の拡大が懸念される場合</p> <p>④ 暴風雨、高潮、波浪等により港湾施設に甚大な被害が発生し、今後も被害の拡大が懸念される場合</p> <p>⑤ 大規模な土砂災害等による河道閉塞の発生により、今後広範囲にわたる被害が懸念される場合</p> <p>⑥ 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>
港湾空港部	<p>① 強い風雨の継続が予想され、これにより国有港湾施設が高潮、波浪等に伴い重大な被害の発生が想定される場合</p> <p>② 管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、暴風雨、高潮、波浪により重大な被害が生じた場合で、今後も被害の拡大が想定され、技術的支援が必要となる場合</p> <p>③ 港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合</p> <p>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 暴風雨、高潮、波浪等により、国有港湾施設に重大な被害が発生した場合</p> <p>② 管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、暴風雨、高潮、波浪等により重大な被害が生じ、これにより長期間もしくは広範囲にわたって港湾機能又は市民生活に影響が生じる又は生じることが懸念される場合</p> <p>③ 港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合</p> <p>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 海岸保全施設が破堤、越流等により、広範囲にわたって甚大な被害が発生し、今後もこれが拡大することが懸念される場合</p> <p>② 暴風雨、高潮、波浪等により港湾施設に甚大な被害が発生し、今後も被害の拡大が懸念される場合</p> <p>③ 港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合</p> <p>④ 近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合</p> <p>⑤ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
港 湾 関 係 事 務 所	<p>① 気象庁が事務所管内の地域で波浪警報又は高潮警報が発令した場合にあって、国有港湾施設に重大な被害の発生が想定される場合</p> <p>② 台風時に事務所管内が強風域（平均風速15m/s以上）に入り、かつ、暴風域（平均風速25m/s以上）に入る恐れがある場合</p> <p>③ 事務所管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、暴風雨、高潮、波浪により重大な被害が生じた場合で、今後も被害の拡大が想定され、技術的支援が必要となる場合</p> <p>④ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>⑤ 対策部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 暴風雨、高潮、波浪等により、国有港湾施設に重大な被害が発生した場合</p> <p>② 事務所管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、暴風雨、高潮、波浪等により重大な被害が生じ、これにより長期間もしくは広範囲にわたって影響が生じる又は生じることが懸念される場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 対策部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 海岸保全施設が破堤、越流等により、広範囲にわたって甚大な被害が発生し、今後もこれが拡大することが懸念される場合</p> <p>② 暴風雨、高潮、波浪等により事務所管内の港湾施設に甚大な被害が発生し、今後も被害の拡大が懸念される場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 対策部長が必要と判断した場合</p>

(4) 海上油流出災害(海上における大規模な油流出事故)

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
局	<p>① 一つ以上の部が注意体制以上を発令した状況下において以下に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上事故の影響が広域化、長期化することが見込まれ、これにより重大な被害の発生が想定される場合 <p>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 一つ以上の部が警戒体制以上を発令した状況下において以下に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上事故の影響により広範囲にわたって海上交通、海洋環境又は港湾施設又は海岸施設等に重大な被害が発生した場合 海上事故の影響により長期間にわたって市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合 <p>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 一つ以上の部が非常体制を発令した状況下において以下に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設もしくは市民生活に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が予想される場合 <p>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>
港湾空港部	<p>① 海上へ油流出が見込まれ、これにより海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害の発生が想定される場合</p> <p>② 海上へ油流出が見込まれ、これにより港湾機能に重大な影響が想定される場合</p> <p>③ 港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合</p> <p>④ 港湾空港部港災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 海上油流出事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合</p> <p>② 海上油流出事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合</p> <p>③ 海上保安庁長官から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定に基づく要請があった場合において、当局の油回収船より油防除作業を行う場合</p> <p>④ 港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合</p> <p>⑤ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 海上油流出事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合</p> <p>② 海上油流出事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も影響の拡大が予想される場合</p> <p>③ 海上保安庁長官から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定に基づく要請があった場合において、国土交通省の大型油回収船により大規模な油防除作業を行う場合</p> <p>④ 港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合</p> <p>⑤ 近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合</p> <p>⑥ 港湾空港部港災害対策本部長が必要と判断した場合</p>

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
港 湾 関 係 事 務 所	<p>① 海上へ油流出が見込まれ、これにより海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害の発生が想定される場合</p> <p>② 海上へ油流出が見込まれ、これにより港湾機能に重大な影響が想定される場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 対策部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 海上油流出事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合</p> <p>② 海上油流出事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 対策部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 海上油流出事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合</p> <p>② 海上油流出事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も影響の拡大が予想される場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 対策部長が必要と判断した場合</p>

(5) 海上災害(船舶の沈没、転覆、衝突、乗揚げ、火災・爆発、航行不能等の事由による(左記の事象に伴う大規模な油流出事故は除く))

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
局	<p>① 一つ以上の部が注意体制以上を発令した状況下において以下に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上事故の影響が広域化、長期化することが見込まれ、これにより重大な被害の発生が想定される場合 <p>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 一つ以上の部が警戒体制以上を発令した状況下において以下に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上事故の影響により広範囲にわたって海上交通、海洋環境又は港湾施設又は海岸施設等に重大な被害が発生した場合 海上事故の影響により長期間にわたって市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合 <p>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 一つ以上の部が非常体制を発令した状況下において以下に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設もしくは市民生活に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が予想される場合 <p>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>
港湾空港部	<p>① 海上事故が発生し、これにより海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に影響が生じると想定される場合</p> <p>② 港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 海上事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合</p> <p>② 海上事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合</p> <p>③ 港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合</p> <p>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 海上事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が予想される場合</p> <p>② 海上事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も影響の拡大が予想される場合</p> <p>③ 港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合</p> <p>④ 近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合</p> <p>⑤ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
港 湾 関 係 事 務 所	<p>① 海上事故が発生し、これにより海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に影響が生じると想定される場合</p> <p>② 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>③ 対策部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 海上事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合</p> <p>② 海上事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 対策部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 海上事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が予想される場合</p> <p>② 海上事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も影響の拡大が予想される場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 対策部長が必要と判断した場合</p>

(6) 港湾危険物等災害(危険物、高圧ガス、毒物・劇物、火薬類の大量漏洩・流出事故又は大規模火災・爆発事故)

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
局	① 港湾空港部災害対策本部が注意体制以上を発令し、かつ災害対策本部長が必要と判断した場合	① 港湾空港部災害対策本部が警戒体制以上を発令した状況下において以下に該当する場合 ・港湾危険物等災害により港湾機能障害又は港湾施設への被害が広範囲で長期間におよぶと判断される場合 ② 災害対策本部長が必要と判断した場合	① 港湾空港部災害対策本部が非常体制を発令した状況下において以下に該当する場合 ・公共土木施設もしくは市民生活に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合 ② 災害対策本部長が必要と判断した場合
港湾空港部	① 危険物等の漏洩、流出、爆発等が見込まれ、これにより海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害の発生が想定される場合 ② 危険物等の漏洩、流出、爆発等が見込まれ、これにより港湾機能に重大な影響が想定される場合 ③ 港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合 ④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合	① 港湾危険物等事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合 ② 港湾危険物等事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合 ③ 港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合 ④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合	① 港湾危険物等事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合 ② 港湾危険物等事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も影響の拡大が予想される場合 ③ 港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合 ④ 近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合 ⑤ 港湾空港部対策本部長が必要と判断した場合
港湾関係事務所	① 危険物等の漏洩、流出、爆発等が見込まれ、これにより港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害の発生が想定される場合 ② 危険物等の漏洩、流出、爆発等が見込まれ、これにより港湾機能に重大な影響が想定される場合 ③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④ 対策部長が必要と判断した場合	① 港湾危険物等事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合 ② 港湾危険物等事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合 ③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④ 対策部長が必要と判断した場合	① 港湾危険物等事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合 ② 港湾危険物等事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も影響の拡大が予想される場合 ③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④ 対策部長が必要と判断した場合

(7) 雪害

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
局	<p>① 一つ以上の部が注意体制以上（道路部においては注意強化体制以上）を発令した状況下において以下に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も強い降雪の継続が予想され、管内の国管理の複数の道路もしくは港湾施設等において重大な被害の発生が想定される場合 <p>② 管内の地方公共団体等が管理する道路施設もしくは港湾施設等において、複数の箇所でも雪害による重大な施設被害もしくは人的被害が発生した場合で、今後も被害の拡大が想定され、技術的支援が必要となる場合</p> <p>③ 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 一つ以上の部が警戒体制以上を発令した状況下において以下に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管内の国管理の複数の道路において雪害による重大な被害が発生し、広範囲で通行規制が発生した場合 ・ 降雪により港湾施設に重大な被害が発生した場合 <p>② 「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」により局長が当該知事と協議して警戒体制に移行した場合</p> <p>③ 管内の地方公共団体等が管理する道路施設もしくは港湾施設等において、雪害により複数箇所で施設に重大な被害が生じ、これにより甚大な人的被害が発生する等、長期間もしくは広範囲にわたって影響が生じる又は生じることが懸念される場合</p> <p>④ 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 大規模な集落雪崩が発生し、市民生活に甚大な被害が発生した場合</p> <p>② 雪崩、降雪、積雪により広範囲にわたって道路施設に重大な被害発生し、交通回復に相当の時間を要すると判断される場合</p> <p>③ 雪崩、降雪、積雪により広範囲にわたって港湾施設に重大な被害が発生し、港湾機能の回復に相当の時間を要すると判断される場合</p> <p>④ 「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」により局長が当該知事と協議して緊急体制に移行した場合</p> <p>⑤ 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>
港湾空港部	<p>① 強い降雪の継続が予想され、国有港湾施設において重大な被害の発生又は港湾機能に重大な影響が想定される場合</p> <p>② 管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、雪害による重大な施設被害が発生した場合で、今後も被害の拡大が想定され、技術的支援が必要となる場合</p> <p>③ 港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合</p> <p>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 降雪により国有港湾施設に重大な被害の発生又は港湾機能に重大な影響が発生した場合</p> <p>② 管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、雪害による重大な施設被害が生じ、これにより長期間もしくは広範囲にわたって港湾機能もしくは市民生活に影響が生じる又は生じることが懸念される場合</p> <p>③ 港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合</p> <p>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 降雪、積雪により広範囲にわたって港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生し、港湾機能の回復に相当の時間を要すると判断される場合</p> <p>② 港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合</p> <p>③ 近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
港 湾 関 係 事 務 所	<p>① 強い降雪の継続が予想され、国有港湾施設において重大な被害の発生又は港湾機能に重大な影響が想定される場合</p> <p>② 管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、雪害による重大な施設被害が発生した場合で、今後も被害の拡大が想定され、技術的支援が必要となる場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 対策部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 降雪により国有港湾施設に重大な被害の発生又は港湾機能に重大な影響が発生した場合</p> <p>② 管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、雪害による重大な施設被害が生じ、これにより長期間もしくは広範囲にわたって港湾機能もしくは市民生活に影響が生じる又は生じることが懸念される場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 対策部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 降雪、積雪により広範囲にわたって港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生し、港湾機能の回復に相当の時間を要すると判断される場合</p> <p>② 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>③ 対策部長が必要と判断した場合</p>

(8) その他災害

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
局	<p>① 火山、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等が発生又は発生が想定され、これにより公共土木施設に被害が生じることが想定される場合</p> <p>② 鳥インフルエンザ等感染症などにより市民生活に重大な影響が発生又は発生することが想定される場合</p> <p>③ 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 火山、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等が発生し、これにより公共土木施設に重大な被害が生じた場合</p> <p>② 鳥インフルエンザ等感染症などにより市民生活に重大な影響が発生し、長期間もしくは広範囲にわたって影響が生じることが懸念される場合</p> <p>③ 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 火山、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等が発生し、これにより市民生活に甚大な被害が生じ、さらに今後とも被害の拡大が懸念される場合</p> <p>② 鳥インフルエンザ等感染症などにより市民生活に重大な被害が長期間もしくは広範囲にわたって発生し、さらに今後とも被害の拡大が懸念される場合</p> <p>③ 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>
港湾空港部	<p>① 火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等（保安事案は除く）が発生又は発生が想定され、これにより港湾施設又は海岸保全施設の被害に対し注意（準備）が必要な場合</p> <p>② 火災が発生し、これにより港湾施設又は海岸保全施設の被害に対し注意（準備）が必要な場合</p> <p>③ 港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合</p> <p>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 火災、火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等（保安事案は除く）が発生し、これにより港湾施設又は海岸保全施設への被害のおそれがある場合</p> <p>② 港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 火災、火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等（保安事案は除く）が発生し、これにより市民生活に甚大な被害が生じた場合</p> <p>② 港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合</p> <p>③ 近畿地方整備局その他災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
港 湾 関 係 事 務 所	<p>① 火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災火山、航空、鉄道、原子力等の災施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等（保安事案は除く）が発生又は発生が想定され、これにより港湾施設又は海岸保全施設の被害に対し注意（準備）が必要な場合</p> <p>② 火災が発生し、これにより港湾施設又は海岸保全施設の被害に対し注意（準備）が必要な場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 対策部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 火災、火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等（保安事案は除く）が発生し、これにより港湾施設又は海岸保全施設への被害のおそれがある場合</p> <p>② 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>③ 対策部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 火災、火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等（保安事案は除く）が発生し、これにより市民生活に甚大な被害が生じた場合</p> <p>② 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>③ 対策部長が必要と判断した場合</p>